

# 十日町市人権教育・啓発推進計画 概要版



十日町市

# 1 はじめに

国は、平成 12 年（2000 年）、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法<※>」という。）を制定し、この第 5 条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定し、地方公共団体に対して、人権教育・啓発施策に関する計画の策定と実施を求めました。

平成 23 年（2011 年）3 月、市は、選ばれて住み継がれる十日町市の実現に向けた市民と行政に共通・共有するまちづくりの指針となる「十日町市総合計画 後期基本計画」を策定し、その基本構想の中で「人にやさしいまちづくり」の実現を掲げています。

そこで、市民一人一人が人権尊重の理念について理解を深め、「一人一人の人権が等しく尊重され、分け隔てなく参画できる社会」の実現を目指し、人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に進めるため、平成 27 年（2015 年）3 月に「十日町市人権教育・啓発推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。



## 2 計画の基本理念

### 1 基本理念について

人権とは、全ての人々が持っている人間としての尊厳に基づく固有の権利であり、私たちが社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。

しかしながら、私たちの周りには、同和問題、女性に対する差別、子どもや高齢者へのいじめや虐待の問題、障がい者や外国から来た人に対する差別や偏見、高度情報化など社会情勢の変化に伴うプライバシーの侵害等、様々な人権問題が存在しています。このような人権侵害は、個人の幸福を奪うだけでなく、その生命をも脅かす深刻な社会問題となっています。

これらの問題をとともに克服し、全ての人々が平和で心豊かな生活を送ることのできるまちづくりを目指すことが私たちの責務です。

また、国連の「世界人権宣言」では、「全ての間人は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」（第1条）とうたっています。

あるいは、日本国憲法においても、「国民は、全ての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」（第11条）、「全て国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（第14条）と謳っています。

そこで、この推進計画は、人権に関わる問題を特別なこととしないで、一人一人が基本的人権を享有する社会の一員であることを認識し、「人間としての尊厳に基づき、自分もとより、他人の人権をも大切にし、お互いを認め合い、尊重し合うことを身につけた豊かな人間性を育むこと、ひいては、人権尊重という恒久的な人にやさしいまちづくりを目指すこと」を基本理念とします。

### 2 計画の性格

- ①本市における人権教育と人権啓発の施策を総合的に進めるための指針であり、各種の個別計画や施策の基本となる計画です。
- ②市民との協働及び国、県、関係市町村、関係機関、関係団体との連携・協力によって実現していく計画です。
- ③今後の社会情勢の急激な変化等により特に必要と認められた場合は、その都度見直しを行います。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年（2015年）度から平成31年（2019年）度までの5年間とします。

## 3 市民意識調査からみた人権問題の現状と課題

### 1 関心のある人権について

障がいのある人とその家族の人権や高齢者の人権、子どもの人権、女性の人権への関心が特に高くなっています。幅広い人権への関心を深めることが求められています。

### 2 基本的人権の順守について

過半数は基本的人権は『守られている』としていますが、正しい人権意識を持ち、日常生活で人権を尊重した行動をとることが求められています。

### 3 人権侵害を感じた経験について

人権侵害を感じた経験の『ある』人は少数派ですが、誰もが互いに人格と個性を尊重する社会づくりが求められています。

### 4 女性の人権について

『男は仕事、女は家庭にいるべき』『女だから〇〇すべき』といった性別で役割を固定的にとらえる意識が残っています。男女共同参画への意識啓発、男女が共に働きながら家事・育児・介護などを両立できる環境の整備、配偶者や恋人などによる暴力の防止や被害者への支援などが求められています。

### 5 子どもの人権について

『保護者などによる虐待』や『いじめ』を目撃したり、感じる人もいます。子どもの人権を取り巻く環境は一層厳しい状況となっています。安心して子どもを産み育てられるように、人権を尊重する教育と人権啓発の推進が求められています。



## 6 高齢者の人権について

『自分の家で暮らすことが難しくなると、自分の意思に反して施設や病院に入らなければならないこと』を筆頭に、諸活動への年齢による制限などが調査結果から伺えます。高齢者の知識や経験を生かし、高齢者が自立して生活できる環境の整備や高齢者だけの世帯となっても安心して暮らせるまちづくりが求められています。

## 7 障がいのある人の人権について

『働ける場所や機会が少ない、また収入が少ない』と過半数が感じているなど、障がいのある人への理解が十分ではない状況です。誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、共に支え合える社会づくりを目指して、障がいのある人の自立と社会参加を支援する取組が求められています。

## 8 同和問題について

調査結果より同和問題に関する認知の低さや同和教育を受けても記憶に残っていない人が多いこと、また、同和地区に対する偏見も依然残っていることが伺えます。市民一人一人が同和問題の正しい理解を深めるために、学校や地域などあらゆる場における人権教育、同和教育及び人権啓発の推進が求められています。

## 9 外国から来た人の人権について

外国籍住民という理由による諸活動への参加制限などの状況が調査結果より伺えます。外国籍住民の持つ文化や多様性を受け入れ、異なる文化を理解し尊重できる交流活動が求められています。

## 10 感染症患者等の人権について

調査結果より感染症に関する正しい知識が不足していることが伺えます。差別や偏見の解消に向け、正しい知識を義務教育の段階から教育をとおして社会全体に浸透させていくことやプライバシーに配慮した医療体制などが求められています。

## 11 その他さまざまな人権について

＜犯罪被害者やその家族の人権＞については、特にプライバシーの侵害が問題視されています。プライバシー保護の支援制度やメンタルケアなどが求められています。

＜インターネット上の人権＞については、利用マナーやモラルの悪さが指摘されています。インターネットによる人権侵害の解消には、人権教育と人権啓発の推進だけでなく、法的機関などと連携・協力し、不適切な情報発信者に対する申入れなど適切な対応を進めることが求められています。

### 人権問題共通の課題

様々な人権問題には、固有の課題とともに次の4つの共通する課題があることが明らかとなり、人権擁護を推進していく観点からの対応が求められています。

#### ①人権教育の推進

学校だけでなく、地域、家庭、企業などが一体となり、正しい人権意識を身につけられる研修会などを、あらゆる場において継続して実施する人権教育が求められています。

#### ②広報・啓発の充実

様々な人権問題を正しく理解し、人権意識を身につけるとともに、適切な対応ができるよう人権啓発を行うことが求められています。

#### ③相談・支援体制の強化

社会情勢の大きな変化に伴い、複雑で多岐にわたる相談が多くなっています。相談窓口の充実と相談を受けた後の支援体制を整備していくことが求められています。

また、人権問題について総合的に対応できる体制や人権救済制度の構築に向けての調査・研究が求められています。

#### ④関係機関等との連携

人権教育と人権啓発をより一層効果的に推進していくためには、行政のみならず、地域全体の取組が必要であり、関係機関や民間団体との連携・協働が重要となります。このため、法務局などの関係機関や事業者、NPO、人権関係団体の活動を支援し、協働して施策を推進していくことが求められています。

## 4 人権教育・啓発の推進

### あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

#### 1 学校（小・中・高等学校等）の取組

自他の大切さを認め、それが態度や行動に表れる子どもを育むための人権教育に取り組めます。児童・生徒の発達段階に応じながら、学校教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にしたい教育の一層の充実を図ります。

#### 2 保育所・幼稚園等の取組

家族や友達、地域の人々との交わりや自然とのふれあい等をとおして、「一人一人の違いを認め合うこと」「他の人と力を合わせ共感すること」「命を尊ぶこと」等の人権感覚が育まれます。保育所・幼稚園等は、子どもたちの日常生活は当然のこと、社会参加活動や野外活動などを通じた人権教育・啓発に取り組めます。また、教職員等の人権意識を高めるとともに、保護者等への人権教育・啓発にも努めます。

#### 3 家庭の取組

保護者の知識向上を図ると同時に、日常生活における人権意識の高揚に努めます。

#### 4 地域の取組

自治会、老人会、子ども会等の団体において、地域の実情に応じた学習機会の充実を図るとともに、様々な人権教育・啓発活動を通して、地域の人権意識の高揚に努めます。

#### 5 職場の取組

従業員等の人権に関する教育を職場内研修プログラムに組み込むとともに、人権に係る相談体制の整備・充実にも努めます。

## 6 福祉や保健・医療関連事業者等の取組

業務に携わる職員等に対して、人間の尊厳や人権尊重の理念、プライバシー保護などをテーマとする人権研修、学習の実施に努めます。

## 7 マスメディア等の取組

報道や広報等を通じて人権尊重の理念を普及し、人権が尊重される社会の実現に努めます。また、常に人権に配慮した広報を行うように努めます。

## 8 市や行政の取組

市は、推進計画を広く市民に周知するとともに、市民や関係団体と連携しながら計画に掲げる各種施策を実行します。また、計画の進行管理を行い、計画の目標の実現に努めます。さらに、市の職員等を対象とし、計画的に人権教育・啓発を実施し、人権尊重社会の形成を主導する人材の育成に努めます。

# 様々な人権課題への取組

## 1 障がいのある人の人権への取組

研修等を通して<「知らない・無関心」から「理解者・実践者」>を目標に、障がいのある人への知識と理解を広めながら、日々の暮らしや活動の中の「市民の心配りの実践」の取組を進めていきます。

## 2 高齢者の人権への取組

高齢者の権利を保持し、高齢者一人一人の人権と権利を確保する取組を進めていきます。





### 3 子どもの人権への取組

子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、家庭、地域、保育所・幼稚園、学校、事業者、行政・関係機関等が連携し、人権尊重の取組を進めていきます。

### 4 女性の人権への取組

男女共同参画社会の実現に向けては、様々な分野において男女共同参画の推進に取り組む必要があります。男女共同参画の視点を生かしながら、具体的な課題の解決に向けた取組を進めていきます。

### 5 同和問題への取組

市民一人一人が同和問題への正しい理解と認識を深めることが重要であり、先だって市職員や教職員等の研修に努めるとともに、関係機関や関係団体等と連携・協力し、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、あらゆる機会を捉え、人権教育・啓発の取組を進めていきます。

### 6 外国から来た人の人権への取組

今後も、市内に住む外国から来た人が便利で安心な生活が送れるよう、多言語での表示・提供や相談体制の充実、相談窓口の周知などを進めるとともに、互いの文化や習慣等を理解する機会づくり、日本語能力の向上支援と合わせて外国人を支援するボランティアの拡充の取組を進めていきます。

### 7 HIV感染者や感染症患者の人権への取組

市民一人一人がHIV感染の予防を考え、感染者との共存について理解することが大切であると考え、今後様々な機会における教育や啓発の取組を進めていきます。

### 8 ハンセン病元患者の人権への取組

市民一人一人が、ハンセン病元患者等の人権を尊重する視点に立ち、関係行政機関や民間団体等とも連携しながら、家庭、地域、学校、事業者・職場等のあらゆる場において、人権教育・啓発の取組を進めていきます。

## 9 インターネット上の人権への取組

学校においては、情報モラル教育を学べる機会を提供する取組を進めていきます。また、市民に対しても、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解と適正な利用及び、人権侵害を受けないような対応策や、侵害を受けた場合の対応方法についての啓発の取組を進めていきます。

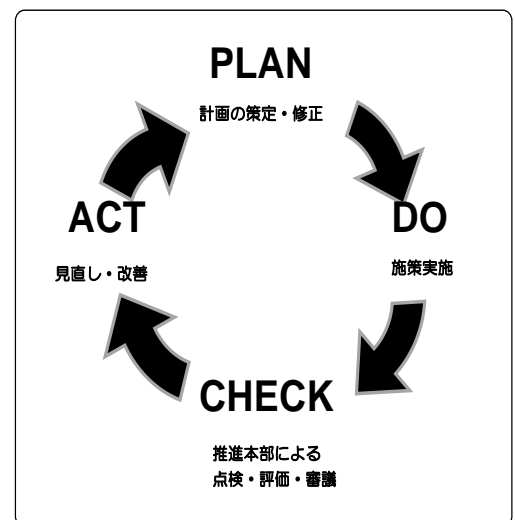
## 10 その他の人権への取組

『アイヌの人々』『犯罪被害者』『刑を終えて出所した人』『北朝鮮による拉致被害者等』『性的少数者』『ホームレスの人たち』『東日本大震災による避難生活者』『経済的事情により義務教育課程を修了できずに、読み書きが十分にできない人たち』『ワーキングプア（働く貧困層）』他の人権について、市民一人一人が、様々な人権を尊重する視点に立ち、関係行政機関や民間団体等とも連携しながら、家庭、地域、学校、事業者・職場等のあらゆる場において、人権教育・啓発の取組を進めていきます。

# 5 計画の促進

人権課題の解決を目指し、差別や偏見の解消を目的とする「十日町市人権教育・啓発推進計画」を実行あるものにするために、次の項目に重点をおいて計画を促進します。

- ① 庁内推進体制の整備
- ② 職員研修の充実
- ③ 国・新潟県等行政機関との連携
- ④ 民間団体等その他の団体との連携
- ⑤ 実施状況の把握と結果の公表等



## 人権相談窓口

平成 27 年 3 月 31 日現在

相談窓口	実施機関	所在地・電話番号	内容
調停等の手続き案内	家庭裁判所十日町出張所	〒948-0065 十日町市子 442 ☎752-2086	家事、民事事件の調停等の手続き案内
法務局人権相談	新潟地方法務局十日町支局	〒948-0083 十日町市本町 1 丁目上 1-18 ☎752-2575	差別、いやがらせ、いじめなど人権に関する相談
女性の人権ホットライン	新潟地方法務局	〒951-8104 新潟市中央区西大畑 5191 ☎0570-0780-810 (全国共通)	セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権に関する相談
子どもの人権110番	新潟地方法務局	〒951-8104 新潟市中央区西大畑 5191 ☎0120-007-110 (全国共通)	いじめ、体罰、不登校、虐待など子どもの人権に関する相談
新潟労働条件相談コーナー	新潟労働基準監督署	〒951-8577 新潟市中央区川岸町 1-56 ☎0120-783-404	解雇・賃金不払いに関する相談
女性被害110番	新潟県警察本部	〒950-8553 新潟市中央区新光町 4-1 ☎025-281-7890	性犯罪や性的いやがらせなどの相談
中越いじめ相談	新潟県教育庁中越教育事務所	〒940-8554 長岡市四郎丸町 173-2 ☎0258-35-3930	いじめに関する児童生徒・保護者・教職員などからの電話相談
女性相談専用電話	十日町市役所	〒948-8501 十日町市千歳町3-3 ☎757-3701	女性に関する相談
地域包括支援センター	三好園しんざ	〒948-0011 十日町市新座甲 609-2 ☎750-5380	高齢者に関する総合相談
	つまりの里	〒949-8526 十日町市新宮乙 195-3 ☎758-2324	
	十日町市社会福祉協議会	〒942-1526 十日町市松代 3559-6 ☎025-597-3805	



# 十日町市人権教育・啓発推進計画

十日町市市民福祉部市民生活課

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地 電話 025 (757) 3111